

平成25年(ワ)第478号等 福島第一原発事故損害賠償請求事件

原告 137名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第61準備書面  
(津波に関する予見可能性の対象について)

平成27年3月20日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克 昌



外

第1 本書面の目的

原告らは、平成27年2月27日付原告第55準備書面の第1の2項(2)において、「津波については、これまで主張が若干曖昧であったが、予見の対象は、本件原発の敷地地盤面（O. P. +10m）を超えて非常用電源設備等の安全設備（政令62号第2条8号参照）を浸水させる規模の津波である。」旨主張したが、本書面は、これを敷衍するものである。

第2 これまでの原告らの主張の確認

1 まず、本件訴訟において原告らが主張してきた津波の予見可能性の対象に関する主張（対象そのものに限定せず、それに関連する主張を含む。）を確認しておく。

2 訴状10頁6～8行目

(1) 従前の主張

「同日午後3時27分、福島第一原発に水位4mの津波が来襲した。続いて同時35分、7.5mまで測定可能な波高計を破壊し、高さ10mの防潮堤を越えた津波が主要建屋敷地内へ流入した。」(平成26年9月11日付訴状10頁6～8行目)。

(2) コメント

ここでは、高さ10mの防潮堤を越えた旨の主張に止まっている。

3 訴状12頁24～25行目

(1) 従前の主張

「5号機及び6号機は、海拔13.2メートルに設置されていた6号機の非常用電源が機能していたこと・・・」(同訴状12頁24～25行目)。

(2) コメント

上記主張は、本件津波の波高を明示的に主張したものではないが、海拔13.2メートルに設置されていた非常用電源が機能喪失しなかったということは、少なくとも、本件津波は、5号機及び6号機付近においては非常用電源設備を機能喪失させる程度に溢水させる規模ではなかったということになり、黙示的にはその旨の主張が含まれていた。

4 訴状30頁22～24行目

(1) 従前の主張

「以上のとおり、被告東電は、想定津波については甘い数値を定めていたが、本件津波と同程度の津波が起こり得ることは十分予見していたものと認められる。」(同訴状30頁22～24行目)。

「被告東電は、本件津波と同程度の津波が起こり得ることを予見していたのであるから、絶対に過酷な事故を起こしてはならない原子力発電所を設置する者の責務として、一般国民の感覚からすれば、2004(平成16)年12月26日のスマトラ島沖地震津波の後には、主体的に万全なる津波対策を講ずるべきであったと思われる。

そして、少なくとも、被告東電は、2006（平成18）年5月11日の溢水勉強会において自ら「O. P. +10m」「O. P. +14m」の津波が到来した場合に炉心損傷や全電源喪失に陥る危険性があることを報告した時点では、巨大津波の危険性を明確に自覚したのであるから、速やかに想定津波の数値を変更し、適切な津波対策を講ずるべき法的義務があったといふべきである。」（同訴状30頁最終行～31頁10行目）。

(2) コメント

「本件津波と同程度の津波が起こり得ること」を予見できた旨主張しているが、具体的な波高の数値は示していない。また、「巨大津波の危険性を明確に自覚した」との主張は、本件訴訟のその後の主張・反論等に鑑みれば、「巨大津波による外部溢水の危険性を明確に自覚した」という趣旨に解することも十分可能である。

5 訴状49頁10～12行目

(1) 従前の主張

「被告国は、遅くとも2006（平成18）年ころまでには、東日本大震災時に発生したと同レベルの津波が発生しうることや、その場合には全電源喪失に至る危険性があることを予見していたものと認められる。」（同訴状49頁10～12行目）。

(2) コメント

「同レベル」という若干曖昧な表現を用いたが、その後に「その場合には全電源喪失に至る危険性があることを予見していた」としており、予見の対象を特定する上で溢水による全電源喪失の危険性が重要な要素となることは指摘している。

6 原告第7準備書面5頁5～8行目

(1) 従前の主張

「本件津波の第1波は15時27分頃、第2波は15時35分頃に、沖合

1. 5キロメートル地点に設置された波高計に到達した。第1波は約4メートルのピークのと一旦低下し、第2波は波高計の測定限界であるO. P. +7. 5メートルを超えた。」(平成26年6月9日付原告第7準備書面5頁5～8行目)。

(2) コメント

ここでは、測定限界であるO. P. +7. 5メートルを超えたという点までしか主張していない。

7 原告第7準備書面5頁10～13行目

(1) 従前の主張

「福島第一原発の屋外海側エリア(O. P. +4メートル)には、非常用海水系ポンプ(格納容器冷却海水系及び残留熱除去海水系)及び非常用ディーゼル発電設備冷却系海水ポンプが設置されていたが、いずれも、津波により冠水し、機能を喪失した。」(同原告第7準備書面5頁10～13行目)。

(2) コメント

ここでは、本件津波はO. P. +4メートルを超える規模であったことのみ指摘している。

8 原告第7準備書面5頁15～17行目

(1) 従前の主張

「津波は、O. P. +10メートルに設置された1号機乃至4号機並びに、O. P. +13メートルに設置された5号機及び6号機の主要建屋が設置されていたエリアの敷地の高さを超えて浸水した。」(同原告第7準備書面5頁15～17行目)。

(2) コメント

本件津波は、1号機から4号機の地盤面O. P. +10メートルと、5号機及び6号機の地盤面O. P. +13メートルを超えたことを指摘しており、いずれも「地盤面越え」に着目した主張をしている。

9 原告第8準備書面6頁21～23行目

(1) 従前の主張

「被告東電に、本件津波と同程度の津波が発生することの予見可能性があったことは訴状27ページ15行目から30ページ下から3行目で述べた通っておりであり、被告国も同様である。」(平成26年6月9日付原告第8準備書面6頁21～23行目)。

(2) コメント

訴状を受けての主張であり、上記4項で摘示した部分と一部重なる主張であるが、具体的な波高までは特定していない。

10 原告第26準備書面1頁最後の4行

(1) 従前の主張

「被告らは、福島第一原発に『O. P. +15.7m』規模の高い津波が押し寄せることについて予見可能性があったのであるから、大前提として、被告東電は、その規模の津波が福島第一原発の敷地に遡上することを防止するための措置を執るべきであった。」(平成26年9月16日付原告第26準備書面1頁最後の4行)。

(2) コメント

この主張が、原告らが唯一、津波の予見可能性に関して「O. P. +15.7m」規模の津波を予見できた旨主張している点である。

ただし、この「O. P. +15.7m」という波高は、被告東電が平成20年5月ころに試算で弾き出した数値であり、本件津波の波高ではない。

11 原告第29準備書面17頁15～22行目

(1) 従前の主張

「以上から津波の予見可能性を総括すると、北海道南西沖地震津波及び阪神・淡路大震災の甚大な被害と大きな犠牲を受けて策定された1997(平成9)年3月の4省庁報告書及び7省庁手引、更には、2002(平成14)

年7月31日の長期評価が公表されたころには、貞観津波に対する研究も相応の進展があったのであり、遅くとも2002（平成14）年ころには、十全なる津波対策を講ずる必要がある巨大津波に対する予見可能性は十分に熟していたというべきである。被告東電が、土木学会を取り込んで津波対策の軽減を試みたのは、正に、予見可能性があったことの裏返しというべきである。」（平成26年10月17日付原告第29準備書面17ページ15～22行目）。

## (2) コメント

本準備書面は、副題として「津波の予見可能性について」と掲げたように、原告らの津波の予見可能性に関する中核的な主張を展開した書面である。

ここでは、「十全なる津波対策を講ずる必要がある巨大津波」と主張し、表現は若干曖昧ではあったが、今般の「本件原発の敷地地盤面（O. P. + 10m）を超えて非常用電源設備等の安全設備（政令62号第2条8号参照）を浸水させる規模の津波」と実質的に同視し得る主張をしている。

## 1.2 原告第39準備書面3頁9～18行目

### (1) 従前の主張

「被告東電が2008（平成20）年5月ころに計算した結果によると、この長期評価の予測する津波地震は、福島第一原発の敷地に『O. P. + 15.7m』の津波をもたらし、4号機原子炉建屋周辺は2.6メートルの高さで浸水すると予想された。そして、津波による浸水があれば、十二分な対策を講じていない設備においてはSBOに陥り、炉心が損傷することや放射性物質の大量放出といった重大な事故が起きることも容易に予想できたはずである。

そうすると、遅くとも、2008（平成20）年5月ころには、本件地震及び本件津波を起りうるものとして予測していたものといえ、防波堤・防潮堤を設置すべき義務が生じたものである。」（平成26年11月26日付原

告第39準備書面3頁9～18行目)。

(2) コメント

ここでは、前段の「O. P. +15.7mの津波」と後段の「本件津波」が同列のような表現になっており、一見すると、「O. P. +15.7メートルの津波」＝「本件津波」のように読めてしまう。

しかし、「O. P. +15.7メートルの津波」は被告東電の平成20年5月ころの試算結果であり、本件津波と同一ではない。

このような表現になったのは、この主張が具体的結果回避措置としての防潮堤・防波堤に係る主張のため、必然的に高さの問題がクローズアップされるからである。

しかし、津波は激しいうねりを伴い、また、地点毎に一定程度の波高の違いも生ずるのであり、10センチメートル刻みの精密な波高の予見可能性を考えることは適当ではない。また、具体的結果回避措置のうち、防潮堤・防波堤のみはプラントを浸水させない措置であるのに対し、原告らが主張するその余の措置は、プラントが浸水したとしてもシビアアクシデントに至らせないための措置であり、その意味において、予見可能性を考えるときに、波高に決定的な意味があるわけではない。

1.3 原告第39準備書面10頁2～7行目

(1) 従前の主張

「被告東電は、2008（平成20）年5月ころには、本件地震及び本件津波を起ころうるものとして予測し、4号機原子炉建屋周辺は2.6メートルの高さで浸水すると予想されていたのであるから、海拔4m程度の低い位置にポンプを設置していれば、がれき等が漂着してポンプが詰まってしまうことは当然に予見できたはずである。」(平成26年11月26日付原告第39準備書面10頁2～7行目)。

(2) コメント

海抜4メートルに設置されていた海水ポンプに関する主張であり、被告東電が2009（平成21）年2月ころに嵩上げした想定津波O. P. +6.1メートルを前提としても対策不備が明らかな点である。海水ポンプは、本件津波よりもかなり小規模の津波でも壊滅していたと予想されるのであり、津波の予見可能性の対象を論ずる上での重要性は低い。

#### 1.4 小括

以上に概観したとおり、原告らは、「本件津波を予見できた」と主張したところはあったが、実際に福島第一原発を襲った津波の波高を具体的に特定し、それが予見可能であったとの主張を展開してきたわけではしていない。

これを前提に、以下、裁判所からの平成27年3月2日付の事務連絡について説明する。

### 第3 裁判所の平成27年3月2日付の事務連絡について

#### 1 1項(1)について

##### (1) 求釈明事項

「非常用電源設備等の安全設備を浸水させる規模の津波」では、予見対象となる津波の特定としては不十分と考えられる。原告らは、上記回答と本件津波（本件地震に起因する津波）とでどこが異なるのか、明らかにされたい。

##### (2) 回答

「本件津波」というと、「O. P. +15.7メートル」という波高に焦点が当てられるように思われる。

しかし、予見可能性を、基本的に、結果回避義務を生じさせる前提要件であると理解した場合、本件原発に取られるべきであった結果回避措置を改めて見直すと、「O. P. +15.7メートル」が意味を持つのは防波堤・防潮堤のみであり、それ以外の結果回避措置は、「O. P. +15.7メートル」の津波というよりは、「地盤面を超えて安全設備が浸水する恐れがある」



ということが予見可能であれば、結果回避義務が生ずるものと解される。

つまり、この問題は、福島第一原発を襲った津波のどの点に着目するかという問題である。この度の原告らの主張は、被告東電が想定津波の嵩上げを繰り返して来た経緯、具体的結果回避措置の内容などに鑑みると、「本件津波」は、「O. P. +15.7メートル」といった波高の最高点に決定的な意味があるのではなく、「O. P. +10メートルの地盤面を超えていた」という点の方が重要であり、かつ、これが予見できれば、ほとんど<sup>1</sup>の結果回避義務が生じうるものと解される。

したがって、上記主張は、結果回避義務を導く観点からは十分特定されていると思われる。

## 2 1項(2)について

### (1) 求釈明事項

原告らは、従前、予見対象となる津波を、本件津波と主張し、被告らもそれを前提に反論等してきたところ、原告らの上記回答は、津波の予見可能性に関する新たな主張と位置付けられるのではないか。原告らは、従前の予見可能性及び結果回避可能性に関する全主張につき撤回部分を特定した上、上記回答を主張されたい。

### (2) 回答

原告らの従前の主張については、第2で列挙したとおりである。

今般の主張は、「本件津波」のどこに着目するかという問題であり、従前の主張と本質的には異ならない。従前の主張を見ても、撤回までは必要ないものを思料する。

また、予見可能性の基礎となる事情は、従前の主張と同じであり、また、そこから生ずる具体的結果回避措置に関する主張も変更するものではない

---

<sup>1</sup> 結果回避義務の発生で若干問題が生ずるのは、防波堤・防潮堤の設置であるが、被告東電は、想定津波をO. P. +6.1メートルに設定していたのであるから、「O. P. +10メートルの地盤面を超える津波」の予見が可能であれば、防波堤・防潮堤の設置義務は生じたものと解され、どの程度の高さの防波堤・防潮堤に設計すべきかという問題が残るだけである。

ので、被告らに主張の変更を強いるものでもない。

なお、被告らの主張は、2009年（平成21年）2月ころに津波評価技術に基づいて嵩上げしたO. P. + 6. 1メートルの想定津波を更に嵩上げすべき義務は存しないという趣旨と解されるので、その点からも、被告らに主張の変更を強いるものではないと思料する。

以上